

目 次

(一) はじめに	1	(三) 再学・部落の歴史	15
(二) 部落問題への取り組み	2	(四) おわりに	17
・ 差別古地図事件	3	① 「世間・偏見・いいつけ」を 問うもの	17
・ 結婚差別事件	4	② 「歴史・知識」を問うもの	18
・ 長崎県職員採用試験	6	③ 「優越感・自己保身・違い・ 恐怖心」を問うもの	19
(教育の取り組み)	8		
・ 「差別」教科書事件	9		
・ 賤称語発言	10		
・ 差別手紙事件	11		
企業の取り組み	12		
宗教界の取り組み	14	戸籍制度に関する年表	21

(一) はじめに

一枚の地図が、長崎に部落問題への風穴を開けることになった。昭和四五年（一九七〇）、長崎市は開港四〇〇年を記念して、「長崎図録・開港四〇〇年」を出版した。この「図録」には「享和二年肥州長崎図」が含まれており、そこには江戸時代の身分呼称である「エタ」あるいは「非人」という文字が無造作に刻まれていた。

昭和四〇年（一九六五）国に対して行われた「同和対策審議会答申」は、同和問題の解決を「國の責務」であり同時に「国民的課題」とし、昭和四四年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題への取り組みが本格的にスタートした。しかし、長崎県においては、先の答申が出される直前総理府が行つた「全国同和地区調査」で、県内七地区が記載されているが、「同和地区として取り上げることは県民感情の上からも適当でなく」とし、さらに、昭和四七年（一九七二）には、国から対象市町村への再度の調査依頼に対して、「調査の結果該当はありません」と報告している。

このような状況の下で、昭和四六年、この「古地図」の掲載は差別だとする抗議が長崎市に対して行われ、その様子は新聞でも報道された。当時長崎県には運動体はなく、このような取り組みは個人によるそれであったが、ともかくも部落問題への取り組みが開始されたのである。そんな中、昭和四八年長崎県と広島県にまたがる結婚差別事件が起こった。長崎県A町出身の女性は広島県で就職し、